

## 平成 26 年度 第 1 回高知市口腔保健検討会 資料

### 【目次】

■ 高知市口腔保健検討会設置要綱	1
■ 高知市口腔保健検討会委員名簿	2
■ 関係課名簿	3
■ 議事資料	
○ 高知市口腔保健支援センターについて	4
○ 高知市健康づくり計画及び高知市の歯科口腔保健の現状について	7
○ 今後の方向性について	17
・ 保育園・幼稚園・学校等でのむし歯予防の取組	
・ 生活習慣病予防と連携した歯周病予防の取組（医科歯科連携）	

高知市口腔保健検討会設置要綱を次のように定める。

平成26年12月5日

高知市長 岡 崎 誠 也

高知市口腔保健検討会設置要綱

(設置)

第1条 地域住民の歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持を推進させることを目的として、地域の状況を踏まえた歯科口腔保健施策の具体策等を検討するため、高知市口腔保健検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 高知市口腔保健支援センターの運営に関する事項
- (2) 歯科口腔保健に関する情報提供、普及啓発、研修等に関する事項
- (3) その他歯科口腔保健の推進のために必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、地域の保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関係者のうちから、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 検討会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 検討会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認められるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年12月5日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開催される検討会の会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

## 高知市口腔保健検討会 委員名簿

(H27年2月現在)

(敬称略)

分 野	氏 名	所属・職名	備考
地域保健・医療	山村 栄一	高知市医師会 理事	
	宮川 慎太郎	高知市歯科医師会 専務理事	
	田岡 太郎	高知市歯科医師会 理事	
	竹島 定江	高知市薬剤師会 副会長	
社会福祉	中山 裕司	高知市民営保育所協議会 副会長 (あおい保育園長)	
労働衛生	上原 由美	全国健康保険協会高知支部 保健グループ長	
教育	伊藤 浩昭	高知市立小中特別支援学校長会 (高知市立土佐山小学校長)	
	大野 由香	高知学園短期大学医療衛生学科歯科衛生専攻 教授	
団体	松持 朋哉	高知市小中学校 PTA 連合会 会長	

## ■ 高知市口腔保健検討会 事務局・市職員出席者名簿

【平成 27 年 2 月 25 日】

### 【事務局】

所属	職名	氏名
高知市健康福祉部保健所	保健所長	堀川 俊一
	健康増進課長	下元 裕子
	健康増進課長補佐	山本 ゆか
	健康増進課健康推進担当係長（歯科医師）	上田 佳奈
	健康増進課技査（歯科衛生士）	大中 智美

### 【市職員出席者】

所属	職名	氏名
高知市教育委員会	教育環境支援課長	森 一正
	教育環境支援課指導主事	谷 浩子
高知市こども未来部	母子保健課長	村上 和子
	保育幼稚園課長	山崎 英隆
	保育幼稚園課主任	小松 千穂
高知市健康福祉部保健所	健康増進課主任（成人保健担当）	中山 由子

## 高知市口腔保健支援センターについて

H26.12

### 【開設目的】

すべてのライフステージを通じた歯科口腔保健について一体的に検討する機能が必要なことから、口腔保健支援センター業務を歯科保健業務の中に位置づけ、歯科口腔保健施策へ歯科専門職の視点からの支援を行う。

### 【開設場所】 高知市保健所健康増進課内

【実施体制】 歯科医師 1名（兼務）、歯科衛生士 1名（兼務）  
口腔保健支援員 1名（H26.7～ 非常勤特別職 歯科衛生士）

【業務開始】 平成 26 年 4 月 1 日

### 【業務内容】

- ①各ライフステージにおける歯科口腔保健施策へ歯科専門職からの助言、情報提供、技術的支援
- ・母子保健における歯科口腔保健の推進
  - ・保育園や学校での歯科口腔保健の推進（歯科口腔に関する健康教育の支援など）
  - ・生活習慣病対策と連携した歯科口腔保健の推進
  - ・介護予防事業における口腔機能向上の推進
  - ・高齢者、障害者福祉における歯科口腔保健に関する相談への助言など

### ②歯科口腔保健業務に携わる専門職への支援・情報提供

地域歯科衛生士業務連絡会（年 3 回）、歯科口腔保健担当者会（月 1 回）

地域歯科保健にかかる歯科医師、歯科衛生士等歯科専門職への情報発信や支援を行う

### ③口腔保健検討会の設置・開催

口腔保健支援センター業務の運営にあたり、歯科口腔保健施策に関わる保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関係機関等で構成される検討組織を設け、様々な立場からの意見を聴取し、センター業務の運営上の参考とする。

年間 2 回程度の開催（H26 年度は 1 回の予定）

### 【事業内容】

#### ①歯科口腔保健普及啓発事業

- ・歯と口の健康週間事業：週間の周知、イベント開催支援、県事業への協力
- ・むし歯予防におけるフッ化物の普及啓発：集団でのフッ化物洗口実施支援など
- ・歯周病予防の啓発：小中学校での歯肉炎予防、循環器疾患・早産対策などとの連携

#### ②障害者等歯科保健推進事業

- ・障害児者歯科相談・医療体制の充実：歯科医療技術者養成事業
- ・障害児者・要介護者の歯科保健の啓発

#### ③医科歯科連携の推進（H27 年度より事業化予定）

# 歯科口腔保健の推進に関する法律の概要

- 口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割
- 国民の日常生活における歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持に極めて有効

国民保健の向上に寄与するため、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」)の推進に関する施策を総合的に推進

## 基本理念

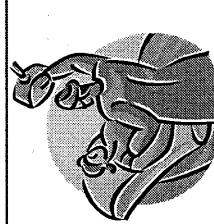
- ① 国民が、生涯にわたつて日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進
- ② 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進
- ③ 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進

## 責務

- ①国及び地方公共団体、②歯科医師、歯科衛生士等、③国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者、④国民について、責務を規定

## 歯科口腔保健の推進に関する施策

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ③ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施設等
- ④ 歯科疾患の予防のための措置等
- ⑤ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等



## 基本的事項の策定等

- 国：施策の総合的な実施の方針、目標、計画その他の基本的事項を策定・公表  
都道府県：基本的事項の策定の努力義務

※国及び地方公共団体は、必要な財政上の措置等を講ずるよう努める。

## 口腔保健支援センター

都道府県、保健所設置市及び特別区が設置[任意設置]  
※センターは、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施等の支援を実施

# 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項のイメージ図

## 国的基本的事項

口腔の健康の保持・増進に関する健康新格差の縮小

歯科疾患の予防

生活の質の向上  
に向けた  
口腔機能の維持・  
向上

定期的に歯科医療を  
受けることが困難な  
者に対する  
歯科口腔保健

都道府県、市町村  
の  
基本的事項作成の  
留意事項



## 歯科口腔保健の推進に関する重要事項

- 調査の実施及び活用
- 研究の推進

- 歯科口腔保健に関する正しい知識の普及
- 歯科口腔保健を担う人材の確保、資質向上
- 歯科口腔保健を担う者の連携及び協力

国的基本的事項を  
勘案し、地域の状  
況に応じて作成

## 国の基本方針

健康日本21  
(第2次)

調和

都道府県等  
の  
健康増進計画

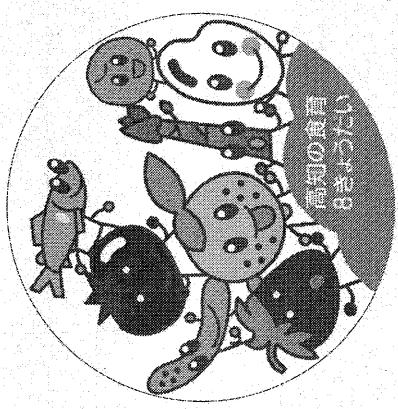
O

調和

都道府県の歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進

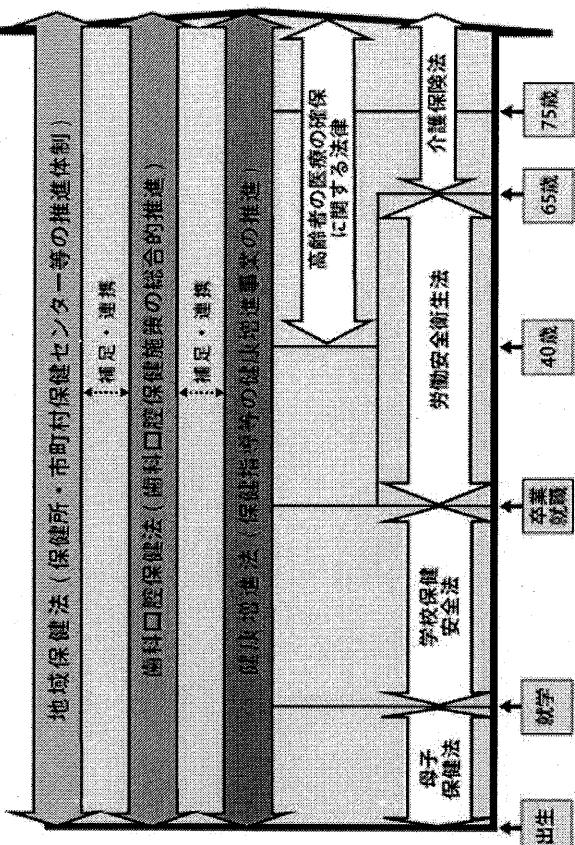
国民保健の向上に寄与

# 高知市健康づくり計画と 歯科保健の現状



## 高知市口腔保健支援センター

1



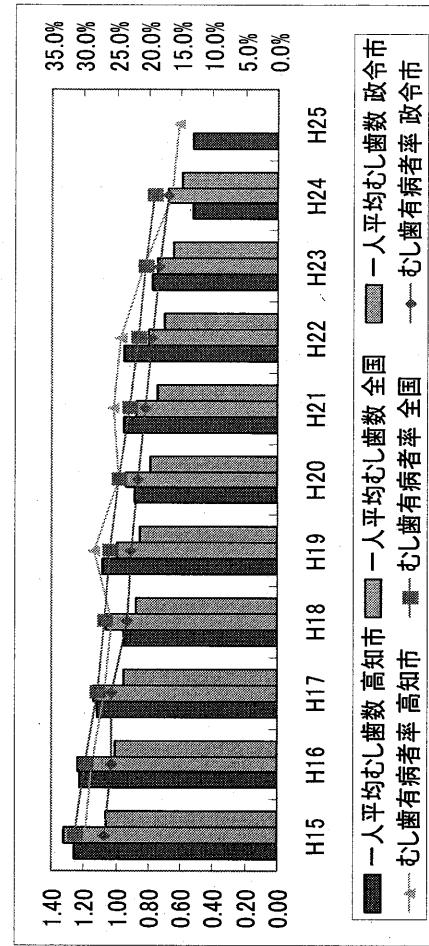
## 地域保健・健康増進対策の基本的体系

<出典>大内章嗣. 日本健康教育学会誌 2013;21(1):62-69

## 高知市の歯科保健の現状

- 幼児のむし歯は減少しているが、政令市の中では多く、小・中学生はどの学年も全国も比較が多く、むし歯のある児童が2極化
- 歯肉に炎症のある児童が増加
- 歯周病に関する意識が低い
- 暮らし向きが苦しいと感じている方ほど自分の歯が20本以上ある人の割合が少なく、歯科受診している割合も少ない
- 60歳代で20本以上自分の歯がある人の割合は全国より低い

## 高知市の3歳児健診の結果推移



2

3

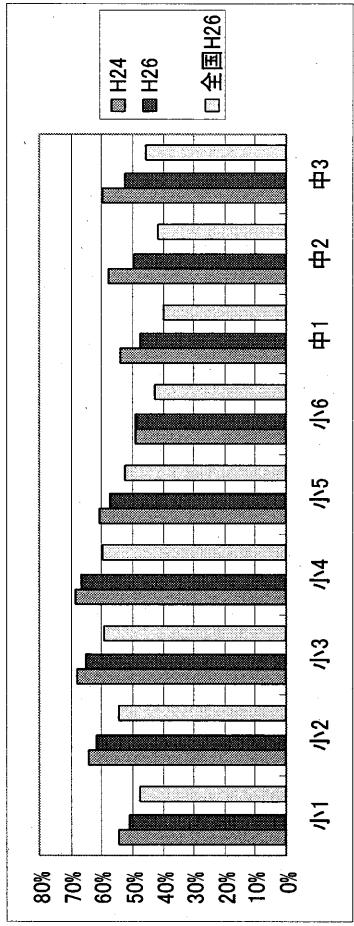
4

## むし歯保有者の割合は減っているが、全国と比べるとまだ多い現状

### 学年別 むし歯のあるものの割合

減少しているが全国と比較するとむし歯は多い現状

H22の国との比較



※ むし歯保有者：未処置歯または処置歯のある者  
国：学校保健統計調査学校歯科保健調査(H22)  
高知市：高知県学校歯科保健調査(H22) 年度 5

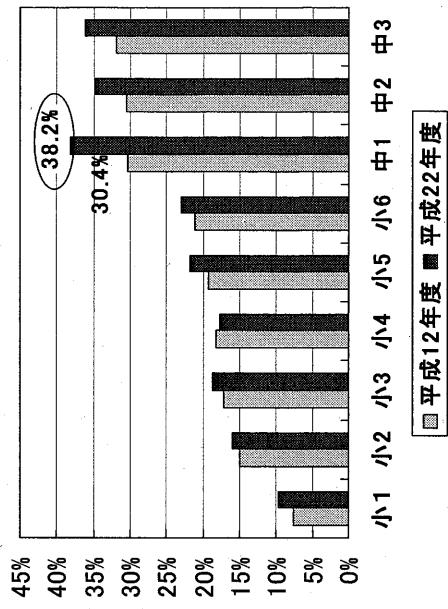
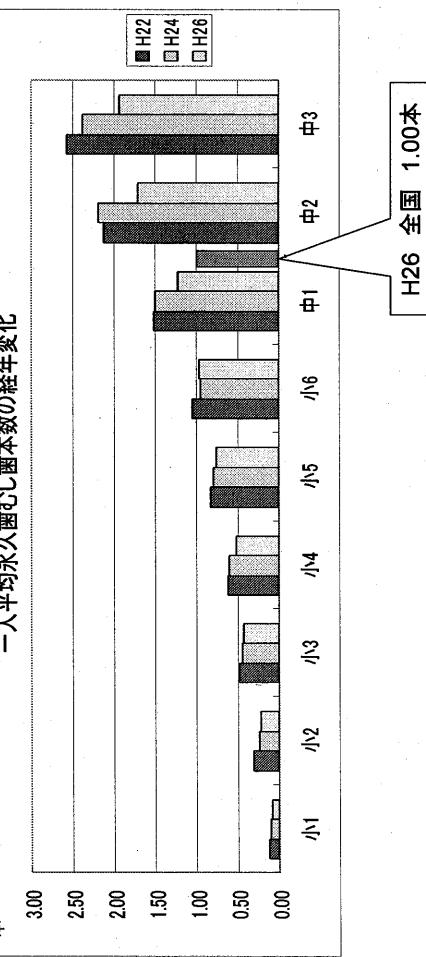
図：学校保健統計調査学校歯科保健調査(H24・26)より  
高知市：学校歯科保健調査(H24・26) 年度 6

6

## 永久歯むし歯の経年変化

歯肉炎が学童期から増加、  
10年前と比べて増えている

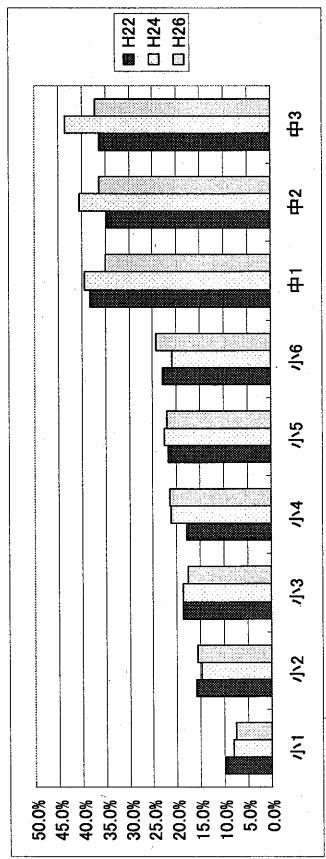
歯肉に所見のあるものの割合



7

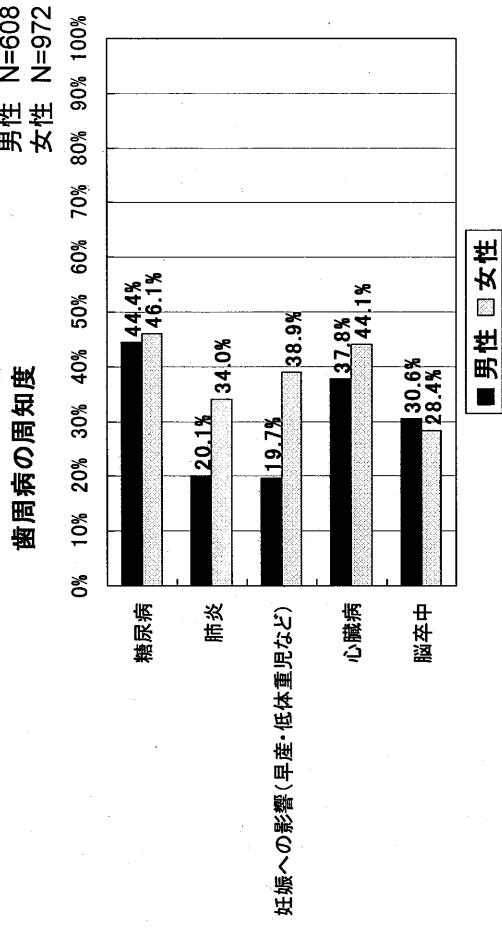
歯周病の全身への影響の周知度は、最も高い「糖尿病」で45%前後、「肺炎」「妊娠への影響」は男性で20%前後

## 歯肉に所見のある者の経年変化



平成22年度より小3・4年生を中心高知学園短期大学の協力により、  
歯肉炎予防の健康教育、歯磨き指導を実施

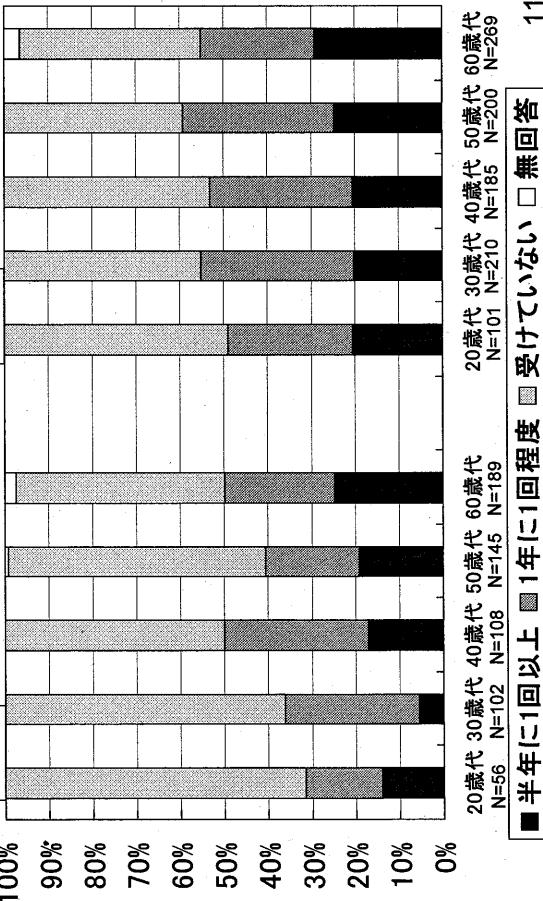
9  
高知市:学校歯科保健調査(H24・26)より



10  
平成24年度健康づくりアンケート調査

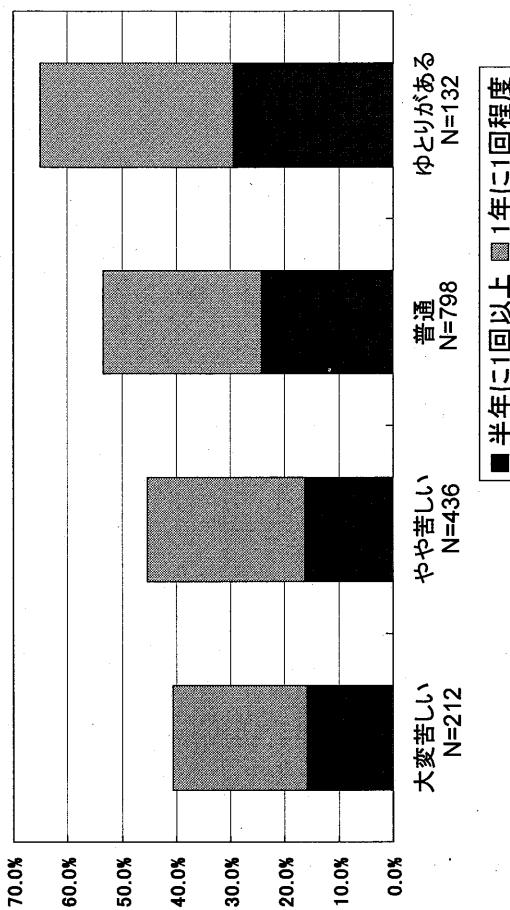
## 歯の健康づくりのために歯科受診している割合

男性 高知市N=607 女性 高知市N=971



## 歯の健康づくりのために歯科受診している割合

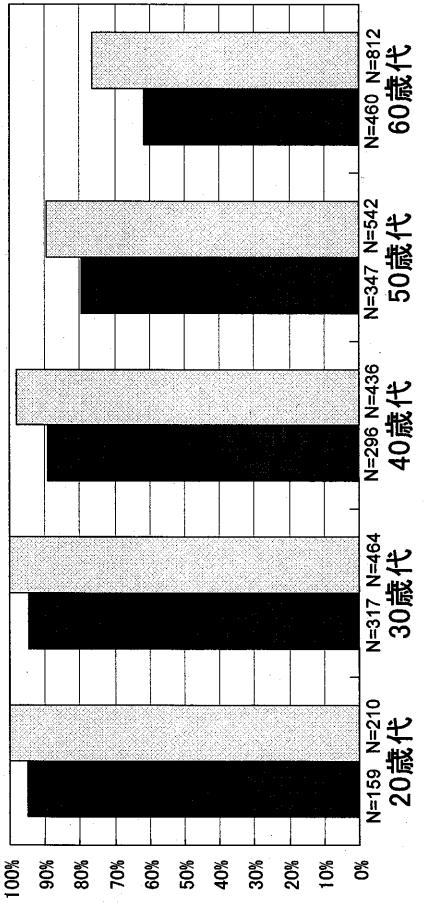
11  
歯の割合【暮らし向き別】



12  
■半年に1回以上 ■1年に1回程度 ■無回答

## 自分の歯が20本以上ある人

(「全部ある(28本)」「ほとんどある(27~20本)」の割合  
【全国との比較】

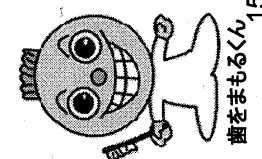


高知市：平成24年健康づくりアンケート  
全国：平成23年歯科疾患実態調査

## むし歯予防ポピュレーション施策 ～フッ化物洗口～

- ・ 永久歯のむし歯予防
- フッ化物洗口の集団での実施を支援

【永久歯の前出】  
早い子どもで第一大臼歯が  
4歳後半に始まり順次萌出  
して最後の第二大臼歯が  
中学2年頃に萌出完了



## 歯と口の健康づくり

保育園・学校などの集団でのむし歯予防や

歯肉炎予防の取組み支援

歯周病の全身への影響を周知し、歯と口の健康づくりのための歯科受診を啓発

● 乳幼児期・学童期のむし歯のないものの割合の増加（3歳児、12歳児）・歯肉に所見のあるものの割合の減少（中学生）

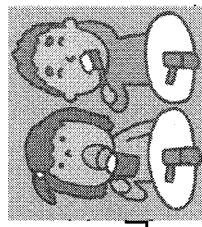
● 過去1年間に歯科健診を受診した人の割合の増加

● 歯周病と全身への影響 周知度の増加

・ 糖尿病・早産・低体重児出産・肺炎

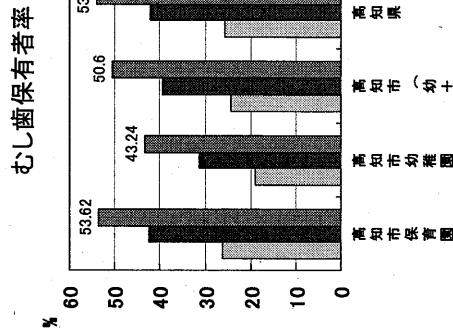
● 歯の喪失防止

・ 60歳代で自分の歯が「全部ある」「ほとんどある」人の割合の増加



## 平成23年度高知県保育園・幼稚園調査結果

(国：平成23年度学校保健統計調査より)



6歳田歯の状況(高知市)

	生えている児	むし歯になつている児
4歳児	41人 (1.5%)	6人 (14.6%)
5歳児	517人 (19.3%)	43人 (8.3%)

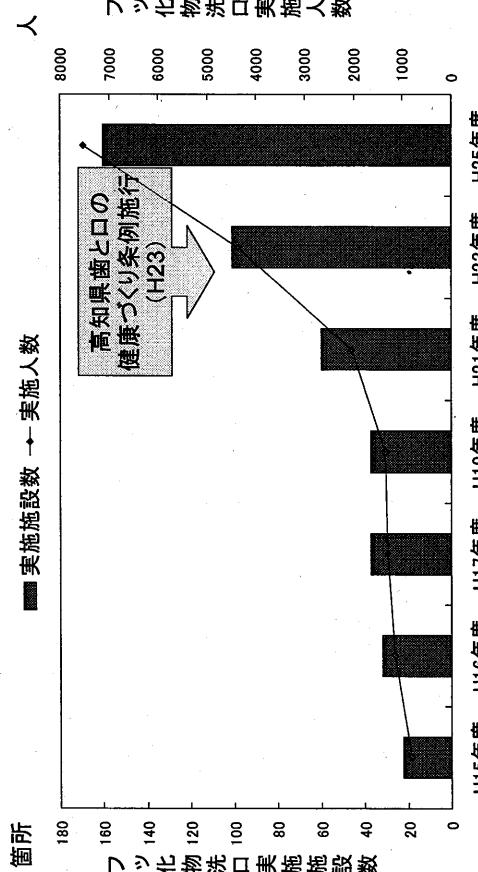
※6歳田歯の生えている児のうち  
むし歯になつてしている児

県平均 6.2%

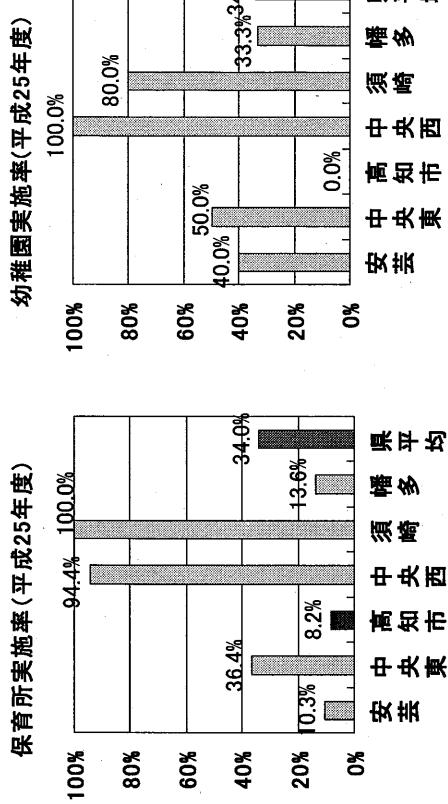
■ 3歳 ■ 4歳 ■ 5歳

## 高知県フッ化物洗口実施の年次推移

## フッ化物洗口実施状況①

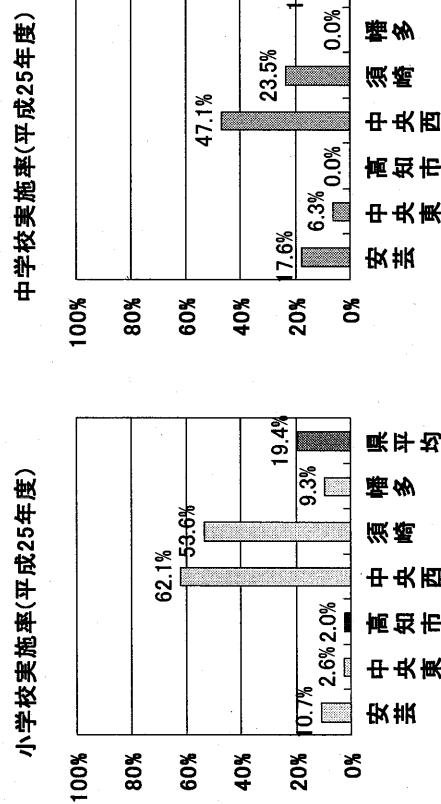


出典/高知県フッ化物洗口実施状況調査  
19



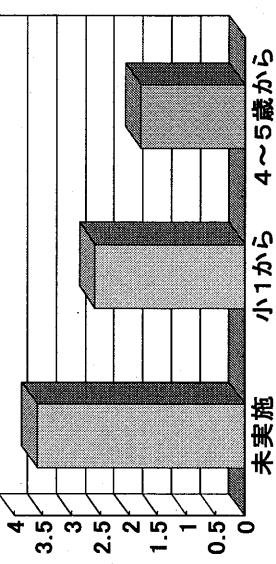
フッ化物洗口マニュアル(高知県版)より抜粋 20

## フッ化物洗口実施状況②



小学校実施率(平成25年度)  
(新潟県衛生部報告)

中学校実施率(平成25年度)  
一人平均  
むし歯本数

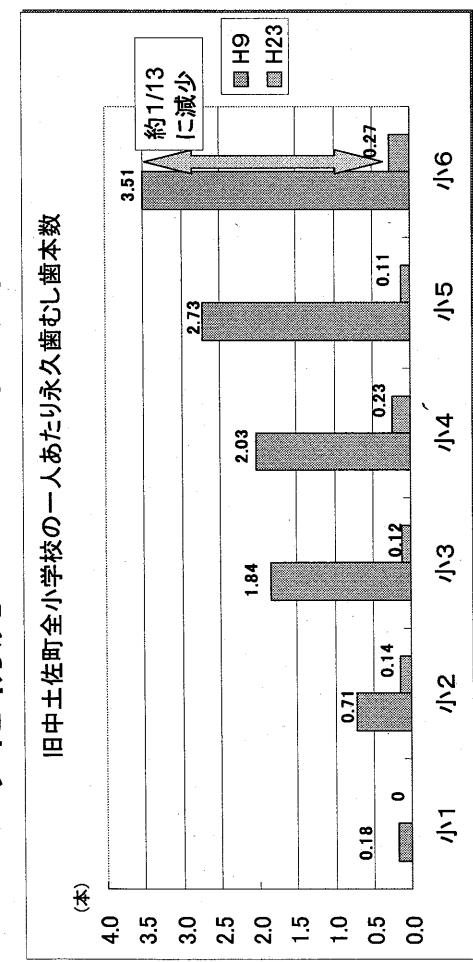


- 4～5歳からフッ化物洗口をすると、洗口を経験のない者に比べ50%、小学1年から始めたものに比べ35%もむし歯の発生が少ない。

フッ化物洗口マニュアル(高知県版)より抜粋 21

## フッ化物洗口のむし歯予防効果

## 保育園・幼稚園・学校との連携



県内で最初にフッ化物洗口に取り組んではいる旧中土佐町の小学校では、6年生のむし歯が平成23年度には開始当初の平成9年度より約1/13に減少

※旧中土佐町では全保育園・小学校・中学校でフッ化物洗口実施

### ・永久歯のむし歯予防

保育園・幼稚園・学校でのフッ化物洗口  
平成26年9月現在 1小学校、6保育園で継続実施  
平成26年度 1小学校で開始、1保育園で実施にむけての学習会の開催

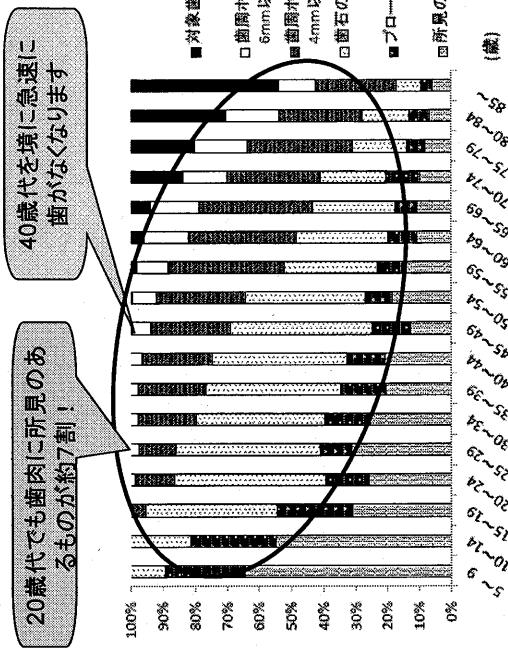
### ・歯肉炎予防

学園短大の協力によるハ・中学校での歯磨き指導  
平成26年度 小学校3・4年生 20校、中学校5校で実施  
歯肉炎予防の歯みがき指導実施状況(平成26年度学校保健アンケートより)  
小学校 81%、中学校・特別支援学校 43.5%で実施

- よく噛んで食べることの大切さの啓発
- 歯科保健における食育推進

24

## 成人の7割以上が歯肉に所見あり！



H23歯科疾患実態調査より

## 成人人期

### 生活習慣病対策と連携した歯周病予防

- 過去1年間に歯科健診を受診（歯の健康づくりのための受診）した人の割合の増加

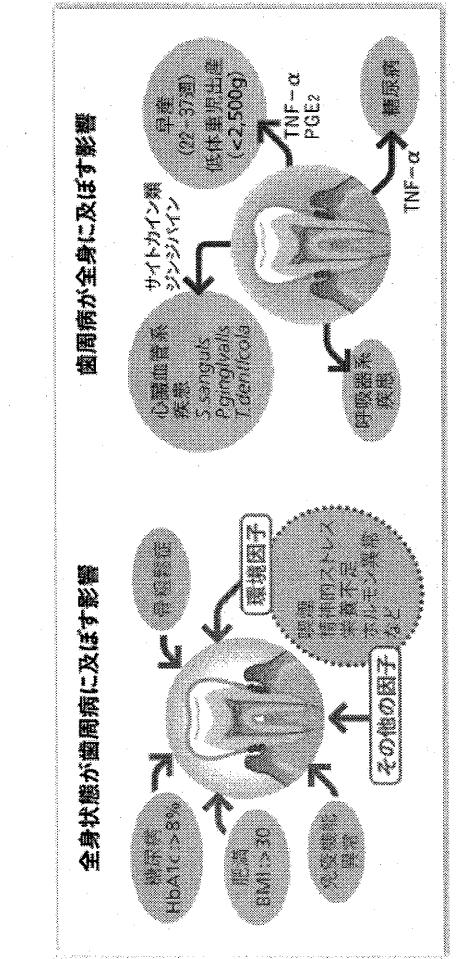
- 歯周病と全身への影響 周知度の増加
  - 糖尿病
  - ・早産・低体重児出産
  - ・肺炎

27

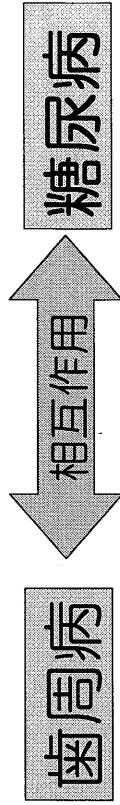
28

## 歯周病と全身状態の関係

歯周病の治療を行うと糖尿病の改善

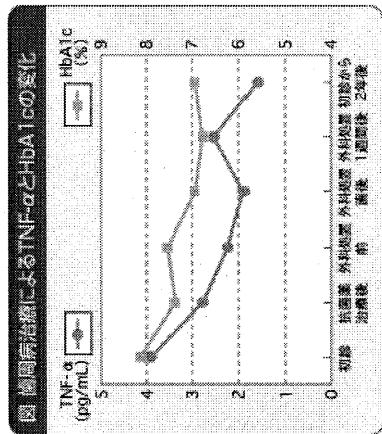


29



30

歯周病のある糖尿病患者さん  
に歯周病治療を行つたら、  
明らかにTNF- $\alpha$ とHbA1cが  
改善

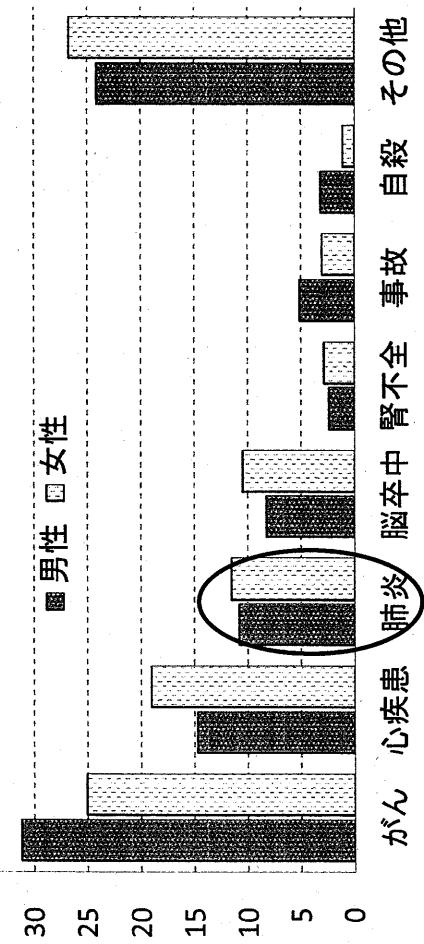


## 生活習慣病予防と連携した取組

- ・ 特定健診結果説明会で成人保健担当と連携し、歯科口腔保健の啓発  
　　→ 口の健康への意識づけ  
　　セルフチェック  
　　細菌力ウシターや咬合力測定の実施  
　　歯科相談  
　　かかりつけ歯科医をもつことの啓発
- ・ 口の健康と肺炎予防の推進

31

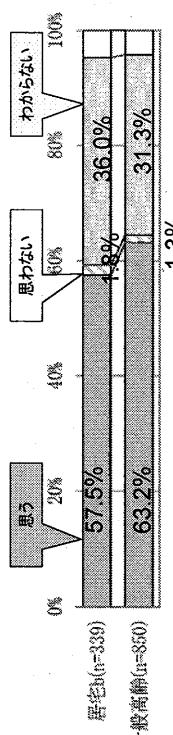
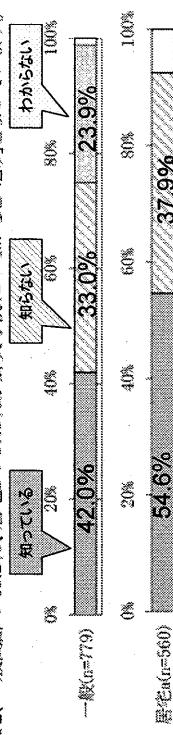
## 肺炎予防と口腔機能・口腔衛生



近年、高齢者に多い肺炎が脳卒中を抜いて3位

33

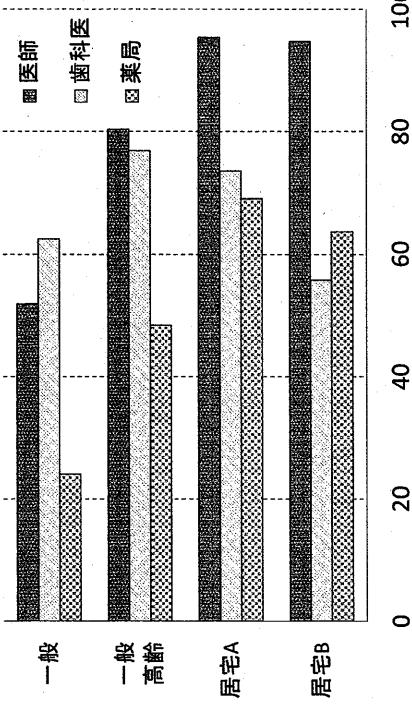
口の働きの向上や口の中を清潔にすることが肺炎予防につながると思うかについて、一般のまた、一般高齢の54.6%が「知らない」となっています。



平成26年度高齢者保健福祉アンケートより

## かかりつけ歯科医の有無

かかりつけ医・薬局がいる人の割合は介護保険認定者で高いが、  
かかりつけ歯科医がいる人の割合は要介護認定者で最も低い。  
かかりつけ医、歯科医、薬局をもつ割合



## 口腔ケア健康講座

～かかりみ百歳体操から毎日の口腔ケアの実施へ～  
かかりみ百歳体操開始から  
6ヶ月後ごろに実施

口腔ケアの必要性を学習  
自らの口腔内を観察

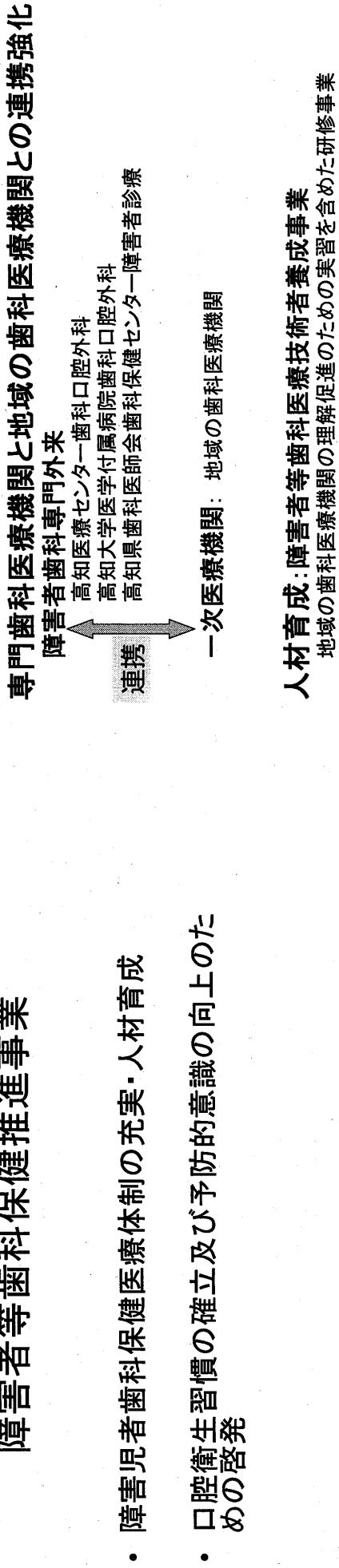
気道感染(肺炎)予防の啓発  
舌清掃とぶくぶくうがいの実習

歯科受診のきっかけづくり  
→かかりつけ歯科医の推進  
咀嚼力判定ガムによる判定

平成26年度高齢者保健福祉アンケートより

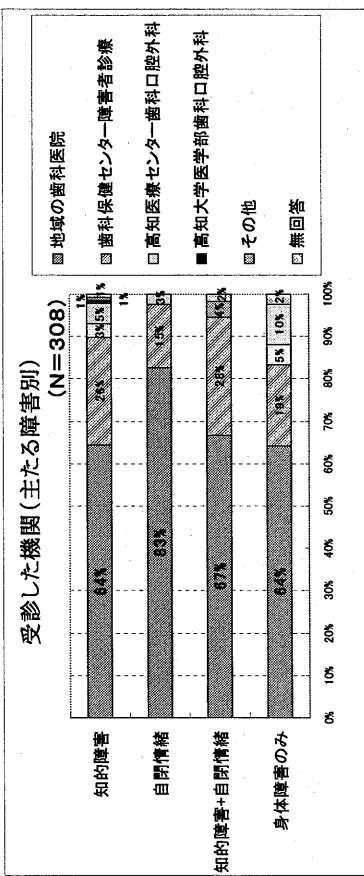
# 障害児者支援 障害者等歯科保健推進事業

## 障害者の歯科診療体制の充実



### 高知市障害者計画<sup>7</sup>

## 特別支援学級・学校在籍児の 歯科受診状況(高知市内)



## 人材育成：障害者等歯科医療技術者養成事業 地域の歯科医療機関の理解促進のための実習を含めた研修事業

## 口腔衛生習慣の確立及び 予防的意識の向上のための啓発

- 母子保健事業を通じた啓発
- 親子通園事業での歯科健診・歯科保健指導
- 特別支援学校・学級や療育支援センター・口蓋裂診療などと連携した支援
- 通所事業所などでの健康教育など

など

## 今後の方針性 「歯と口の健康づくり」 健康づくり計画に基づく事業展開

H27.1

- 乳幼児期・学童期のむし歯のないものの割合の増加・歯肉に所見のあるものの割合の減少  
むし歯のないものの割合 3歳児 平成23年度 79.3% → 平成28年度 84.0% (H26 84.6%)  
12歳児 平成22年度 47.5% → 平成28年度 57.0% (H26 52.4%)
- 歯肉に所見のあるものの割合 中学生 平成22年度 36.4% → 平成28年度 30.0% (H26 36.1%)
- 過去1年間に歯科健診を受診した者の増加(20歳以上の市民) 平成24年度 50.4% → 平成29年度 60.0% (健康づくりアンケート)
- 歯周病と全身への影響の周知 周知率 糖尿病 平成24年度 45.4% → 平成29年度 60.0%  
早産・低体重児出産 平成24年度 31.4% → 平成29年度 50.0%  
肺炎 平成24年度 28.5% → 平成29年度 50.0% (健康づくりアンケート)
- 歯の喪失防止 :60歳代で自分の歯が20本以上ある人の割合の増加  
「全部ある」「ほとんどある」人の割合の増加 平成24年度 61.5% → 平成29年度 67.0% (健康づくりアンケート)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
3歳児のむし歯の減少 (ハイリスクアローチ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1.6 健診でのハイリスク者へ 継続したフッ素塗布事業開始</li> <li>● 要治療者への受診勧奨</li> <li>● かかりつけ歯科医の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● むし歯オローアップ事業の 定着</li> <li>● フォローアップ参加者 の3歳児健診での評価</li> </ul>			
12歳児のむし歯減少 中学生の歯肉炎減少	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育園・小学校等でのフッ化 物洗口等の実施支援</li> <li>● 1小学校で開始検討 学園短大と連携した小中学 校での歯みがき指導</li> <li>● 学校教員による歯みがき指導 への技術支援、物品貸し出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育園・幼稚園・学校等での フッ化物洗口</li> <li>● 保育園・小学校等への啓発 フッ化物洗口開始 ・市立保育園予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● むし歯予防の取組 (フッ化物洗口)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東西南北ロックそれぞれ 各1小学校区以上で実施を 目標</li> </ul>	
歯周病の啓発 定期的な歯科受診 60歳代自分の歯が20 本以上ある人の増加 体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県啓発チラシの活用</li> <li>● あらゆる機会での啓発</li> <li>● かかりつけ歯科医の推進</li> <li>● 口腔機能向上事業の継続 (かみかみ・口腔ケア)</li> <li>● 国の法律に基づく口腔 保健支援体制の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 啓発チラシの作成</li> <li>● 健診結果説明会での啓発</li> <li>● あらゆる機会での啓発</li> <li>● 口腔機能向上事業の継続 (かみかみ・口腔ケア)</li> <li>● 口腔保健支援センター の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活習慣病予防と連携した歯周病予防の取組 (医科歯科連携の取組)</li> </ul>		

フッ化物洗口実施・検討状況

H27年1月現在

行政区	校区	保育園・幼稚園		実施	検討・相談あり	実施	検討・相談あり	小学校
		実施	検討・相談あり					
東	五台山	五台山小				五台山小 H19～全校		
西	鴨田	鴨田小	鴨部わかば保育園(H25.10～)					
南	朝倉	朝倉第二小			若葉保育園：H27.1に職員 学習会			
南	潮江	潮江東小 潮江南小	潮江双葉園(H24.10～) 港孕保育園(H26.2～)					
南	春野	春野西小				春野西小：H24 学校職員学 習会、現在検討中		
北	秦	秦小	いづみ保育園(H22.6～) まるばし保育園(H24.3～)					
北	江ノ口	江ノ口小	江ノ口保育園(H25.3～)					
北	一宮	一宮小			一宮小 H26.11～特別支援学級 H27.1～ 小1・2・3			久重小：H26 愛宕中校区 PTA 連合会で学習し、PTA より要望有

# 医科・歯科連携等調査実証事業

チーム医療や全身疾患に対応する医科・歯科連携を推進させる観点から、実証された安全性や効果等をそれぞれの地域において普及を図ることを目的とする

## 補助条件

- (1) 医科・歯科の関係者等により構成される連絡協議会を設置し、地域の実情を踏まえた普及及び連携の実践に取り組むものとする
- (2) 本事業により、活動状況等を取りまとめた報告書として提出するものとする

## 医科・歯科連携等調査実証事業実施について（例）

### 【内容】

- ① 医科歯科連携連絡会の設置
- ② 連携に必要なフォーマットなどの作成
- ③ その他医科連携に必要な事項

### 【委員構成】

- ・ 医師（テーマに沿って専門医）
- ・ 歯科医師
- ・ その他関係職種

【事務局】高知市歯科医師会（委託事業）

会議の開催 2回

### 【検討事項】（案）

- 1回目 医師会、歯科医師会、関係職種それぞれの取組についての情報交換
- 2回目 歯科医療機関からまたは医療機関から紹介するシステムの検討

